HACCP 監視票交付事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、豊橋市ええじゃないか HACCP 推進事業実施要綱(以下「要綱」という。)第3章に規定する HACCP 導入支援事業の一環として実施する HACCP 監視票交付事業(以下「本事業」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

- 1 この要領において「HACCP 監視票」とは、HACCP 方式による衛生管理の 導入状況を生活衛生課の食品衛生監視員(以下「食品衛生監視員」という。) が確認し、その結果を記載した書面をいう。
- 2 1 に定めるもののほか、この要領において使用する用語の意義は要綱の定めるところによる。

第3 事業の目的

本事業は、食品等事業者に対し当該事業者が行う HACCP 方式による衛生管理の導入状況を客観的に把握できる機会を提供するため HACCP 監視票を交付することにより、食品等事業者による HACCP 方式による衛生管理の自主的な導入の促進を図り、もって市内で製造等がされる食品等の安全性の確保を図ることを目的とする。

第4 事業の内容

- 1 本事業は、第5に定めるところにより、食品衛生監視員が HACCP 監視票 (様式1)を交付する。
- 2 1の HACCP 監視票は、原則、一の食品等事業者につき一の製品を対象とし、1年に1回程度を目安に当該食品等事業者に交付するものとする。

第5 HACCP 監視票の交付手続

- 1 HACCP 監視票の交付を受けようとする食品等事業者は、あらかじめ HACCP 監視票の交付を希望する旨を生活衛生課に伝え、施設調査の日程を調整しなければならない。
- 2 1の施設調査の日程を調整した食品等事業者は、当該製品に関する書類であって、次に掲げる書類のうち当該食品等事業者において既に作成しているものを、当該調査日の前日から起算して14日前までに生活衛生課に提出しなければならない。

- (1) HACCP チームの編成に係る書類
- (2) 製品に関する説明書(製品説明書)
- (3) 意図する用途等の確認に係る書類
- (4) 調理、製造、加工等の工程一覧図
- (5) 施設の平面図
- (6) 危害要因の分析(HA)に係る書類
- (7) 重要管理点 (CCP) の決定等に係る書類
- (8) 管理基準 (CL) の設定に係る書類
- (9) モニタリング方法の設定に係る書類
- (10) 改善措置の設定に係る書類
- (11) 検証の実施に係る書類
- (12) 記録と保存方法の設定に係る書類
- (13) 一般衛生管理マニュアル
- 2 食品衛生監視員は、HACCP 監視票交付事務処理手順書(別記)に従い、提出のあった書類の確認及び施設調査を実施するものとする。

附則

この要領は、平成29年7月26日から施行する。